

加産農第270号
令和5年11月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加東市長 岩根 正

市町村名 (市町村コード)	加東市 (281)
地域名 (地域内農業集落名)	牧野 (牧野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年5月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、酒造好適米「山田錦」の種子ほ場に指定されている地区であることから、優良種子の維持・栽培のため、山田錦を栽培する稻作を中心とした営農活動を行っている。種子栽培は、酒米として販売する「山田錦」より栽培技術及び経験を要することから、種子ほ場については、継承は中心経営体であっても限られた者しか耕作農地を受けられないことが現状である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

酒造好適米「山田錦」の種子ほ場に指定されている地区であることから、山田錦の種子の生産及び山田錦の栽培を主要作物とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を預けたいときに、耕作する人は誰でもいいと申し出ていただいた方の農地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化及びパイプラインの布設等の基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、加西農業改良普及センター、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、みのり農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農作物の被害減少による安定した収益を確保するため、地区による鳥獣被害箇所の確認及び鳥獣害対策施設(イノシシ柵等)の定期的な点検や補修に取り組む。
③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を行う。
⑦担い手が耕作できない農地の管理(住宅地周辺の小さな農地)については、野菜の栽培や市民農園等の管理の検討や多面的機能支払交付金の活用による管理を行う。